

国官会第3994号
国官技第101号
国営計第38号
令和7年6月12日

各地方整備局長殿
国土地理院長殿
国土技術政策総合研究所長殿

国土交通省大臣官房長
(公印省略)

「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」の一部改正について

標記について、「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」（平成13年3月30日付け国官会第1429号、国官地第26号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
2 公表の対象 本通達における公表の対象は、選定要領第1又は取扱要領第1の工事とする。ただし、国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が <u>400万円</u> を超えないものを除く。	2 公表の対象 本通達における公表の対象は、選定要領第1又は取扱要領第1の工事とする。ただし、国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が <u>250万円</u> を超えないものを除く。

附 則

この通知は、令和7年7月1日以降に請負契約を締結する工事について適用する。